

著作権法における「引用」について

弁護士 坂田 均

1 はじめに

他人の著作物を無断で再生して利用した場合は、複製権または翻案権の侵害の問題が生じる。しかし、著作権法では他人の著作物の利用に関して、著作権の制限規定がおかれ、一定の条件が整えば他人の著作物でも許諾を得ないで利用することが出来る。

本項では、その中でも、最も良く問題になる「引用」(著作権法32条)について、最近の状況を纏めてみたい。

2 引用とは？

引用については、旧著作権法30条では、自己の著作物中に正当な範囲内において節録引用すること(2号)、文芸学術の著作物の文句を自己の著作したる脚本に挿入し又は楽譜に充用すること(4号)、または文芸学術の著作物を説明する材料として美術上の著作物を挿入し又は美術上の著作物を説明する材料として文芸学術の著作物を挿入すること(5号)等の規定をおいていた。そこでは、節録引用、挿入、充用等の利用態様が想定されており、引用の範囲はある程度明確であった。

ところが、現行著作権法は引用をやや広い概念で規定している。それは、ベルヌ条約10条1項に従ったものであるが、文言は抽象的で、公表された既存の著作物について、引用として利用できるのは、「公正な慣行に合致すること」、かつ、「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるもの」とされている。

では、各分野における慣行に従い、引用の目的との関係で正当な範囲内で行われるとはどういう意味なのか。判例は、必ずしも、この文言に忠実に解釈を行っているとはいえない。最高裁判所は、パロディ作家が、スキーシュプールの描かれた雪溪写真にタイヤをモニタージュ技法で合成し、シュプールをタイヤ痕に見立てた行為に関して、適法な引用の要件として、(1)明瞭区別性(引用する側とされる側が明瞭に区別できること)、(2)主従関係(引用される側が従、引用する側が主の関係にたつこと)の2つを掲げた(モニタージュ事件 最判昭和55年3月28日民集34巻3号244頁)。明瞭区別性は、言語著作物や音楽

著作物が挿入される場合、それが引用する側の著作物と区別できることをいう。ただ、上記雪溪写真のように全部が一体として取り込まれている場合(いわゆる「取り込み型」)については、この要件の当てはめは難しい。

主従関係については、画家の絵画が原色美術集に引用された事件で、東京高等裁判所は、「引用著作物が、全体の中で主体性を保持し、被引用著作物が引用著作物の内容を補足説明し、あるいはその例証、参考資料を提供するなど付従的な性質を有している」こととし、鑑賞性のある絵画写真の引用を違法であると判断した(藤田嗣治事件 東京高判昭和60年10月17日無体集17巻3号462頁)。

下級審の中には、最高裁の2の要件論を採用せず、より文言に忠実な解釈をする判決が存在する。翻訳台本の一部が引用部分の出所表示なしで、かぎ括弧でくくられてノンフィクション作品に複製された引用行為が問題になった事件で、東京高等裁判所は、当該行為は引用にあたり、翻訳者を明示しなかったことは公正な慣行に合致しないが、結論としては、説明力を増すための資料として引用・紹介したことは引用の目的上正当な範囲内で行われたものであること、引用した範囲、分量も当該ノンフィクション作品全体と比較して殊更多いとはいえないことを理由に適法な引用と判断している(絶対音感事件 東京高判平成14年4月11日判例百選第4版112頁)。この判決では、説明力を増すためという付従的な引用の目的を認定しているが、主従関係の要件には言及せず、むしろ、条文の文言に忠実な解釈を行ったといえる。

学説の中には、要件として考慮すべき要素には、最高裁の引用側と被引用側の質・量関係の比較だけでなく、引用の目的、被引用側の元の著作物全体における被引用部分の割合、権利者に与える経済的影響なども含めるべきであるとの提言がなされている(上野達弘「引用をめぐる要件論の再構成」著作権法と民法の現代的課題 半田正夫先生古稀記念論集・法学書院307頁)。最高裁の2つの要件論に疑問を提起し、より文言に忠実に解釈すべきであるとの立場であると評価しうる。

3 著作権法改正による課題の解決

(1) 情報検索サービス実施に伴う複製

平成21年著作権法改正で、グーグルなどのインターネット検索業者が、情報の収集、整理、解析の過程で行う複製行為については、著作権者の許

諾がなくても出来ることにした(法47条の6)。

- (2) インターネット販売において美術品などを販売する際の商品の画像の掲示

同じく平成21年改正で、著作権者の許諾がなくても、公衆送信権や複製権の侵害にならないことになった(法47条の2)。

- (3) いわゆる「写り込み」等による複製

写真撮影に有名な絵画が映っていた場合や、許諾を得るための社内検討会議資料に既存の著作物が複製されていた場合、録音録画技術の開発や実用化の試験の用に供する複製の場合については、平成24年著作権法改正で新たな規定が設けられ(法30条の2、30条の3、30条の4)、いずれも適法となった。

4 今後の課題

わが国の著作権法は、米国のフェア・ユース(公正使用)のような包括的規定を有していない。米国著作権法107条は、既存著作物の適法な利用の判断要素として、(1)使用目的、(2)利用の量、(3)利用の質、(4)市場に与える影響が総合的に考慮されて、当該利用の適法性が決せられる。包括的規定によって多様な利用態様に弾力的に対応できる。日本にも同様の包括的規定をおくべきであるとの意見も存在するが、現在、そのようにはなっていない。適法な既存の著作物の利用または「引用」の範囲を立法が決めるのか、司法が決めるのかの問題でもある。技術革新のスピードがめまぐるしい社会では、立法による対応には限界があるかもしれない。他方で、著作権の権利制限規定が、裁判所で事案ごとに不統一に解釈されると法的安定性を欠くことにもなる。

同じコモンロー国である英国でも日本と同じように包括的規定は有さず、立法によって対応している。

最高裁判所の2つの要件論は万能とはいえない。モンタージュ事件をみても、雪溪の写真の引用の度合いを量的にみるとほぼ全部であり、「主従関係」からみても、タイヤの存在感よりも雪溪の存在感の方が強く感じられる。しかし、パロディ作家の意図は、雪溪写真の強調した美の世界をモンタージュ技法でパロディ的に批判したものであった。批評という視点でこのパロディ作品を見たとき、タイヤの存在感は、雪溪作家のいう質量とは別に、作品全体を覆っているし、その存在感は大きい。そうしたとき、「主従関係」とは、結局、よってたつ価値観によって相対的にならざるを得ないといえる。複雑な価値が錯綜する現代の表現の世界で、果たして「主従関係」と

いう価値判断が特定の価値に囚われなくて適法性の基準たり得るのかという問題である。

今後、益々、引用を含む著作権の制限の範囲は拡大されてくるだろう。著作権は今土俵際一杯まで追い込まれている。利用者の便益の確保は充用であるが、著作者の最後の砦は守らなければならない。適法な「引用」について考えるということは、正にこのような著作者の将来像を模索する作業でもある。